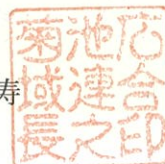


菊池広域連合古銭等売却公告

菊池広域連合公有財産等の売却について、次のとおりせり売りを行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和8年8月12日

菊池広域連合長 吉本 孝寿



1 入札に付する事項

財産名称	予定価格 ※1	入札保証金	明細
古銭等	1,100 円	なし	5 厘 43 枚 半銭 121 枚 1 銭 19 枚 5 銭 5 枚 10 銭 97 枚 50 銭 1 枚 壹分 1 枚 文久永宝 1 枚 乾隆通宝 3 枚 常平通宝 6 枚 寛永通宝 28 枚 台湾壹圓（中華民国59年） 1 枚 台湾壹圓（中華民国63年） 1 枚 台湾伍圓（中華民国62年） 1 枚 台湾伍圓（中華民国63年） 1 枚

※1「予定価格」とは、あらかじめ当連合が定めた最低売却価格（消費税相当額を含む。）であり、この額以上の入札額を有効とします。

【注意事項】

- ・売却物件の現物確認（下見）は実施しません。
- ・入札に当たっては、ホームページに掲載している写真集（PDF）を十分確認の上、自己の判断と責任において参加してください。
- ・掲載写真は売却物件全体の状況をご確認いただくための参考資料として掲載しているものです。撮影に当たっては、極力製造年順となるよう配列しておりますが、個々の古銭等の製造年、配列、枚数又は状態を証明し、又は保証するものではありません。また、一部には判別しにくい箇所もあることから、掲載写真を基に個別の古銭等に関する確認や回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・掲載写真では確認できない傷、汚れ、摩耗、変色その他の劣化がある場合があります。
- ・売却物件は、代金納付時の現況有姿により引き渡します。
- ・真贋鑑定は行っておらず、真贋を保証するものではありません。

- ・ これらの条件を理由とする契約の解除、代金の減額、損害賠償その他の請求には応じません。

2 入札に参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 菊池広域連合が定める菊池広域連合インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「連合ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- (4) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (6) 日本国内に住所及び連絡先がある者であること。
- (7) 18 歳以上の者であること。
- (8) 「3 入札参加申込みの方法」により、あらかじめ公有財産売却への参加申込みをした者であること。

3 入札参加申込みの方法

(1) 参加申込み（仮申込み）

入札参加希望者は、令和 8 年 9 月 9 日（水）午後 1 時から令和 8 年 9 月 29 日（火）午後 2 時まで、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（<https://kankochi.jp/>）（以下「売却システム」という。）により、参加の仮申込み手続きを行うこと。

(2) 参加本申込み（本申込み）

入札参加仮申込み後、令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 4 時までに所定の申込書等により菊池広域連合事務局総務課に参加を申込みものとする。

ア 郵送の場合

① 送付先

〒861-1295 熊本県菊池市泗水町福本 383 番地 菊池広域連合事務局総務課

② 受付

普通郵便で令和 8 年 10 月 6 日（火）消印有効

イ 持参する場合

① 受付場所 菊池広域連合事務局総務課

② 受付時間 平日の午前 9 時から午後 5 時まで

（正午から午後 1 時 土日祝日を除く）

ウ メール等で申し込む場合

期日までに、電子メールに必要書類の写し（イメージデータ）を添付し、次のアドレスに送信してください。

ただし、後日原本の提出を求める場合もありますので、必ず保管してください。

送信先：菊池広域連合事務局総務課入札担当者 MAIL：nyusatsu@kikuchi-kr.jp

なお、参加申込み時に必要な書類等は次のとおりとする。

- ・ 「公有財産売却入札参加申込書」※必要事項を記入・押印
- ・ 住民票の写し（法人の場合は商業登記簿謄本の写し） ※発行後3カ月以内のもの
- ・ 印鑑登録証明書の写し ※発行後3カ月以内のもの
- ・ 受付確認書
- ・ 委任状（代理人による参加の場合のみ）

4 せり売りの期間及び方法

(1) せり売りの期間

令和8年10月13日（火）午後1時から令和8年10月15日（木）午後11時まで

(2) せり売りの方法

売却システム上で入札価格（消費税及び地方消費税を含む。）を登録する。

入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、一度行った入札は、原則取り消しや変更ができませんのでご注意ください。

5 せり売りに係る申込みの無効

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 連合ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

6 落札者の決定方法

- (1) 入札期間終了後、菊池広域連合はせり売りの結果を確認し、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上であり、かつ最高価格の者を落札者として決定する。
- (2) せり売りの結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、先に入札を行った者を落札者として決定します。なお、落札者の決定にあたっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の名前（名称）とみなす。
- (3) 落札者のログインIDに紐づく会員識別番号及び売却決定金額をKSI官公庁オークション上に公開する。

7 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は令和8年10月30日（金）までに契約を締結しなければならない。

(2) 契約書の作成

菊池広域連合から落札者に対し、電子メールにより契約締結に関する案内をします。売買契約書を2部送付しますので、必要事項を記入・押印して契約の締結期限までに菊池広域連合事務局総務課へ持参または郵送してください。その後、売買契約書は1部を落札者に送付し、1部を菊池広域連合が保管します。

(3) 売払代金の納入

契約の相手方は、菊池広域連合から請求を受けた後、令和8年11月4日（水）午後2時30分までに菊池広域連合が納付を確認できるよう、売払代金を一括で納付しなければならない。

納付の方法は、菊池広域連合が指定する口座への入金によるものとする。

8 物品の引渡し

物品の引渡しは売払代金の残金の納入後、次の期間及び場所にて現況有姿により引き渡す。

(1) 引渡

売払代金の納付を確認後、菊池広域連合事務局総務課と協議し引渡しの日を決定します。（平日開庁日の午後5時まで）

(2) 引渡場所

菊池広域連合事務局総務課 熊本県菊池市泗水町福本 383 番地（菊池市泗水支所 3 階）

(3) 引渡しは保管場所において行うものとする。ただし、落札者の希望により発送する場合は着払いによるものとする。発送に要する費用その他取引に係る一切の費用は落札者の負担とする。発送後又は引渡し後の輸送中に生じた事故、破損又は紛失については、菊池広域連合は責任を負わない。

9 所有権の移転

(1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

(2) 売払物件の引渡しに要する諸費用等は、落札者の負担とする。

10 その他

(1) 当該公告文記載内容その他の事項については、連合ガイドラインに基づくものとする。

(2) 菊池広域連合は、売払物件の契約不適合責任を負わない。

(3) 問い合わせ先

菊池広域連合事務局総務課 〒861-1295 熊本県菊池市泗水町福本 383 番地

TEL : 0968-38-0171（直通） FAX : 0968-38-0175 MAIL : nyusatsu@kikuchi-kr.jp